

神戸市消費生活会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則(昭和49年7月規則第82号。以下「審議会規則」という。)で定めるもののほか、審議会規則第9条の規定に基づき、神戸市消費生活会議(以下「消費生活会議」という。)の議事手続、組織及びその他運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 神戸市民の暮らしをまもる条例第54条第2項の規定に基づく部会の設置は、審議項目、委員構成について、消費生活会議に諮って定める。ただし、緊急に審議する必要がある場合は、消費生活会議の会長(以下「会長」という。)が部会を設置することができるものとし、次回の消費生活会議で承認を得るものとする。
2 部会の審議内容は、消費生活会議に報告するものとする。

(部会の組織及び任期、臨時委員の設置)

第3条 部会は、消費生活会議の委員のうち若干名及び臨時委員で組織する。その場合、臨時委員は部会の委員数の半数を超えないものとする。
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。
2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。
3 部会長は、部会を代表し、その事務を掌理する。
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(部会の議事)

第5条 部会長は部会を招集し、部会を主宰する。
2 部会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところとする。

(関係者の出席)

第6条 消費生活会議は、必要があると認めるときは、消費生活会議に消費者、事業者その他関係のある者の出席を求め、説明を受け、意見を聞くことができる。
2 前項の規定は、部会に準用する。この場合、「消費生活会議」を「部会」に読み替える。

(会議等の公開)

第7条 消費生活会議の会議は、これを公開とする。ただし、消費生活会議の決議により公開しないことができる。
2 前項の規定により消費生活会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。
3 公開・非公開の消費生活会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨(以下「会議録等」という。)を作成する。
4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。
5 第1項から第4項までの規定は、部会に準用する。この場合、「消費生活会議」を「部会」に読み替える。

(部会の庶務)

第8条 部会の庶務は、経済観光局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。